

内閣參甲第一七四号

昭和二十三年十一月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員細川嘉六君提出引揚補導に當る厚生省官吏に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員細川嘉六君提出の引揚補導に当る厚生省官吏に関する質問に対する答弁書

所謂復員官は引揚援護局復員部の職員が交代服務しているのであつて、その職務は上陸後援護局において行われる復員並びに援護業務を短期間に終了させるために航海中に復員に関する基礎書類を調製整理することである。その職務の特殊性からして元陸海軍の事情を通じた者たるを要する關係上特に連合國最高司令官より留任を承認されている元正規將校を主体として一部追放非該當の予備役將校下士官を含んでい る。

現在この業務に從事しているものの数は三局通計二十四名である。

援護局は局長、次長の下に総務、業務、復員の三部と検疫所とを以て構成されており、各部、所は概ね三課或いは四課程度に分課されている。これを近時暴行事件の発生した舞鶴援護局について詳細に示せば次の通りである。

総務部——総務課 廉務、人事、涉外、統計

——經理課 会計、施設

物資課 引揚者用の食糧、被服、日用品等諸物資の調達保管

業務部——援護課 引揚証明書、援護物資等の交付、引揚者の相談、遺骨遺留品の処理

——收容課 引揚者の宿營、給食の世話

——輸送課 引揚者並びにその荷物の輸送

復員部——庶務課 部内庶務、部内経理

——第一復員課 旧陸軍関係帰還者の復員業務、遺骨、遺留品の処理

——調査課 旧陸軍関係未帰還者の究明調査

——第二復員課 旧海軍関係帰還者の復員業務、遺骨、遺留品の処理並びに未帰還者の

究明調査

檢疫所——庶務課 所内庶務、所内経理

——検疫課 検疫防疫、検診並びにそれに伴う統計

——検疫病院 検疫傳染病患者の收容治療

——医療課 船中、局内並びに車中における一般診療、医療品の調達

局長は局務を総理し、次長はそれを補佐する。局長は所在道府縣知事を以て充たしている関係上実務は次長がこれを行つてゐる。

各部長、所長は部内各課の事務処理の責任者であり併せて上司の補佐をつとめる各課長は前述の事務内容の当面の責任者である。

次長、部長、所長、課長は復員部關係の部課長以外は概ね内地或いは外地において夫々一般官吏としての経歴を有するものである。

復員部の部課長は復員官と同じくその行う復員業務が沿陸海軍の事情を知悉したものたるを必要とする

關係から全部總司令部の留任承認を得た元軍人である。

以上のべた援護局部課長の職務経歴は他面についても概ね同様である。